

1. 件 名：中部電力株式会社による浜岡原子力発電所4号原子炉施設において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関するヒアリング（3）
2. 日 時：令和2年10月20日（火）10時30分～12時30分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門
金岡上席安全審査官、松田安全審査官
長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門
酒井主任技術研究調査官、吉居技術研究調査官、川崎技術参与
中部電力株式会社
浜岡原子力発電所 廃止措置部 廃棄物管理課 副長、他5名
5. 要 旨：
標記申請に関する原子力規制庁（以下「規制庁」という。）のこれまでのコメントに対し、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）からの説明を確認するヒアリングを行った。
(1) 規制庁から追加で主に以下のコメントを行った。
 - 「一次冷却水及び不純物が炉心中性子で放射化されて生成する放射性物質」が二次的な汚染の起源とあるが、不純物が何を指しているのか説明すること。
 - 放射化汚染の評価において車軸表面の中性子スペクトルで代表する理由を説明すること。
 - 放射能濃度確認対象物の保管場所について、放射化のおそれが無いことを説明すること。(2) 中部電力から今回のコメントを踏まえ、対応する旨の発言があった。
6. 配付資料：
 - ・資料1（中部電力から提出された資料）
 - ・浜岡原子力発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請書
<https://www.nsr.go.jp/data/000313336.pdf>

以上